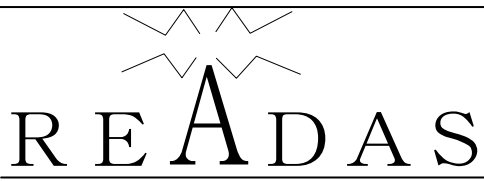


第 6008 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月30日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ コネクテッド・インダストリーズ税制

Q：コネクテッド・インダストリーズ税制ができたそうですが、どういうものなのですか？

A：IoT税制とも言われるもので、次のような内容のものです。

【解説】

平成30年の税制改正では、コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）が創設されました。概要は次のとおりです。

①制度の内容

一定のサーバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムやセンサー・ロボット等の導入を支援する税制が創設されました。

②課税の特例の内容

認定事業計画（認定革新的データ産業活用計画）に基づいて行う設備投資について、3%の税額控除（賃上げ※を伴う場合は5%）または30%の特別償却が認められます。
※継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率3%以上を満たした場合

計画認定要件には、①データ連携・利活用の内容、②セキュリティ面、③生産性向上の目標があります。

③対象設備

ソフトウェア、器具・備品、機械・装置

④対象事業者

青色申告事業者

